長期の入院患者様へ

180日を越える入院患者様より、特定療養費として下記のとおり1日当たりの特別料金を徴収させていただいております。

180日を越える入院に係わる特別料金

一般病棟　1日当たり　2,190円

（急性期一般入院料4）

＊療養病棟については特別料金の徴収はありません。

厚生労働大臣の定めるところにより、長期入院されている方の入院料が一部保険給付から外され、特別の料金を徴収する制度となりました。

これにより当院では、上記の金額を請求させていただきます。
なお、特別料金を請求させていただく方には、事前にご連絡申し上げます。
ご不明な点については病棟担当事務までお気軽にお問い合わせください。

大宮双愛病院

作成日：2024年6月1日　掲示期限：無期限